

農業関連の外国人材の受入れに関する新型コロナウイルス感染症への対応
について

令和2年3月9日
農林水産省経営局

新型コロナウイルス感染症の影響により、各地の農業現場では、中国に一時帰国した技能実習生が日本に戻れない、今後予定していた中国人技能実習生の受入れの見通しが立たない、実習を修了した中国人技能実習生が中国に帰国する目途が立たないといった状況が生じていると聞いています。特に外国人技能実習生を多く受け入れている地域から、今後の生産や経営への影響を懸念する声が寄せられています。

このため、農林水産省では、直近の制度所管省庁の対応や現時点の対応策を下記のとおり整理したので、お伝えします。

農林水産省としては、引き続き各地の農業現場の置かれている状況や要望に関する情報収集に最大限努めるとともに、制度所管省庁への情報提供や働き掛けを行い、可能な対応策を農業関係者に周知していきます。

記

1 外国人の在留資格についての対応

2月28日に、出入国在留管理庁から以下の措置が発表され実施されています。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、在留申請窓口の混雑緩和策として、3月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人（在留資格「短期滞在」及び「特定活動（出国準備期間）」で在留する外国人を除く。）からの在留資格変更許可申請等の受付について、当該外国人の在留期間満了日から1か月後まで受付
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、帰国便の確保や本国国内への居住地への帰宅が困難な技能実習生については、帰国できる環境が整うまでの間、
 - ① これまでと同一の受入れ機関において同種の業務に従事することを希望する場合には、「特定活動」の在留資格変更により、30日間の在留・就労の許可
 - ② 就労を希望しない場合には「短期滞在」への在留資格変更許可により、30日

間の在留を許可

(参考) 法務省ホームページ

感染拡大防止のための窓口混雑緩和策

<http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>

帰国困難者及び在留資格認定証明書交付申請の取扱い

<http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf>

なお、出入国在留管理庁によれば、上記(2)の措置により在留又は就労している外国人材について、許可された在留期限の到来後もなお帰国が困難な状況が解消される見込みがない場合については、在留期間の更新も可能とのことです。

また、外国人技能実習機構では、技能実習候補生の入国が当初の予定より遅れる場合や、技能実習修了後に帰国できない場合の対応策等について、Q&Aをホームページに掲載し、随時更新を行っているとのことです。

(参考) 外国人技能実習機構ホームページ

新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について(3月3日付)

<https://www.otit.go.jp/files/user/200303-2%20.pdf>

2 実習期間を修了する技能実習生が引き続き農業現場での就労を希望する場合

実習期間を修了する技能実習生(技能実習2号を良好に修了した者に限る。)が、本人の希望により引き続き日本での就労を希望する場合、特定技能1号への在留資格変更許可申請を地方出入国在留管理局に行い、許可を受ける方法があります。

なお、出入国在留管理庁によれば、技能実習2号を良好に修了した者若しくは修了する見込みの者又は1の(2)の①の特定活動で在留中の者が、従前と同じ受入れ機関で就労するために特定技能1号への在留資格変更許可申請を行う場合には、特定活動(特定技能1号への準備)への変更許可が可能ですので、地方出入国在留管理局へ相談ください。

(参考)

パンフレット「農業分野における新たな外国人技能実習制度(全国農業会議所)」

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/index-3.pdf>

パンフレット「特定技能外国人の受入れが始まりました!～受入れにあたって押さえるべきポイントとは～」

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/new-27.pdf>

3 実習期間を修了する技能実習生が引き続き農業現場での実習を希望する場合

既に受け入れている外国人技能実習生について、技能実習の修了後、当初は本国に帰国することを予定していたところ、本人の希望により引き続き日本での実習を希望する場合、受け入れている農業者等が現時点で取り得る方法は、以下（1）又は（2）があります。

なお、2号から3号に移行する際、「3号開始前又は3号開始後一年」の間に1か月以上帰国することが必要ですが、3号開始前の一時帰国を予定していたとしても、本人の希望により、現時点での帰国を希望しない場合、3号開始後一年以内の一時帰国に変更することができるので、一時帰国が困難な場合等、ご不明点があれば外国人技能実習機構に照会ください。

（1）技能実習1号を良好に修了する見込みの者の場合は、以下①及び②の手続きを経て、技能実習2号として在留

① 技能実習2号に係る技能実習計画の認定申請を外国人技能実習機構に行い、認定を受ける。

② 技能実習2号への在留資格変更許可申請を地方出入国在留管理局に行い、許可を受ける。

（2）技能実習2号を良好に修了する見込みの者の場合は、以下のとおり以下ア）及びイ）の手続きを経て、技能実習3号として在留

ア）技能実習3号に係る技能実習計画の認定申請を外国人技能実習機構に行い、認定を受ける。

イ）技能実習3号への在留資格変更許可申請を地方出入国在留管理局に行い、許可を受ける。

4 相談窓口について

今般、農林水産省の各地方農政局においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に係る農業者や食品事業者等からの相談に適切に対応するため、相談窓口を設置しました。

農林水産省としては、農業現場の置かれている状況や御要望について、きめ細やかな情報収集に努めていきたいと考えており、農業分野の外国人材の受入れに関する各種御相談又は御要望についても、本相談窓口までお寄せください。

（参考）新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口一覧

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html#c06

対応時間 平日 9時00分から17時00分

- ・北海道

担当：北海道農政事務所企画調整室

連絡先（直通）：011-330-8801

- ・東北

担当：東北農政局企画調整室

連絡先（直通）：022-263-0564

- ・関東

担当：関東農政局企画調整室

連絡先（直通）：048-740-0016

- ・北陸

担当：北陸農政局企画調整室

連絡先（直通）：076-232-4217

- ・東海

担当：東海農政局企画調整室

連絡先（直通）：052-223-4609

- ・近畿

担当：近畿農政局企画調整室

連絡先（直通）：075-414-9036

- ・中国 四国

担当：中国四国農政局企画調整室

連絡先（直通）：086-224-9400

- ・九州

担当：九州農政局企画調整室

連絡先（直通）：096-300-6010